

令和8年度 第1回総合教育会議 議事録

1 日 時

令和8年7月2日（木） 午後1時30分から午後3時まで

2 場 所

市川市役所第1庁舎5階 第4委員会室

3 出席者

田中 甲 市長
高木 秀人 教育長
大高 究 教育委員
広瀬 由紀 教育委員
田中 大介 教育委員
関係職員（24名）

4 協議

市川市教育振興大綱の策定について

5 報告

業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

6 議事概要

○深沢企画課長

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
事務局の企画課深沢です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは本日の資料を確認させていただきます。

まず、

○本日の次第

○資料1 新教育振興大綱の策定について

○資料2 新教育振興大綱の基本方針（素案）について

○資料3 市川市立学校園の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

それでは、市川市総合教育会議の運営に関する要綱6の（4）に基づき、公開・非公開の決定を行いたいと思います。

なお、総合教育会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第6項の規定に基づき、原則公開となっております。

本日の議題については、非公開事由に該当する議題ではないと思われますので、会議を公開することといたしますが、よろしいでしょうか。

————— 異議なし —————

ありがとうございます。

本日の傍聴希望者は9名でございます。それでは、傍聴希望者が入室いたします。

————— 傍聴者入室 —————

傍聴人の皆様にお願いがございします。恐れ入りますが、傍聴にあたりましては、先ほどお渡しいたしました「傍聴に関する注意事項」を遵守いただきますようお願い申し上げます。

はじめに、本日の出席者についてご紹介させていただきます。

- ・市川市長 田中 甲（たなか こう）
- ・教育長 高木 秀人（たかぎ ひでと）
- ・教育委員 大高 究 （おおたか きわむ）
- ・教育委員 広瀬 由紀 （ひろせ ゆき）
- ・教育委員 田中 大介 （たなか だいすけ）

なお、山元幸恵（やまもと ゆきえ）教育委員と駒久美子（こま くみこ）教育委員については、本日ご欠席になります。

次に、市長部局の職員及び教育委員会事務局の職員を紹介させていただきます。

- ・企画部 次長 染谷 俊存（そめや としのぶ）
- ・財政部 次長 遠山 忠（とおやま ただし）
- ・こども家庭部 部長 山室 繁央（やまむろ しげお）
- ・こども家庭部 次長 宮崎 美穂（みやざき みほ）
- ・教育振興部 部長 根本 泰雄（ねもと やすお）
- ・教育振興部 次長 品川 貴範（しながわ たかのり）

- ・教育振興部 次長 植松 紀彦（うえまつ のりひこ）
- ・学校教育部 部長 小林 義行（こばやし よしゆき）
- ・学校教育部 次長 富永 進也（とみなが しんや）
- ・学校教育部 次長 森角 有和（もりかく ゆうわ）

それでは、ここからの会議の進行は市長にお願いいたします。

市長、よろしくお願いいたします。

○田中市長

ただ今から、令和8年度第1回「市川市総合教育会議」を始めさせていただきます。

教育委員の皆様におかれましては、日頃より市川市の教育行政にご尽力いただき誠にありがとうございます。

市川市で育つ子供たちのための魅力ある教育の実現は、教育長、教育委員の皆様のお力添えなくしては成しえません。

4月に市長選挙が行われ、その際に教育に関わる項目でもいくつか有権者の皆様方にお尋ねいたしました。選挙の際にしっかりと政策をお示しすることは、政治家としての基本であると思っており、その中で、令和8年度を教育改革元年と位置付けたいということ、そして市立の高等学校を考えてみたいということを投げかけさせていただきました。更に、特別支援学校の増設ということも市民の皆様方にお伝えしました。

教育分野でも目指す方向性をしっかりと示した結果、9万票を超える得票率72%のご支持をいただきました。大変嬉しく思っておりますが、ここで教育委員の皆様、また教育長とともにこれからの教育についてしっかりと議論し進めて参ります。

本日は、是非とも忌憚のないご意見を賜り、より実りのある総合教育会議にしていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

■協議 市川市教育振興大綱の策定について

○田中市長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、「市川市教育振興大綱の策定について」の協議に入ります。

今年度の総合教育会議では、現在の教育振興大綱が令和8年度までであることから、新たな「市川市教育振興大綱」の策定と新たな「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」の策定に向けて、教育委員会の皆様と協議させていただきたいと考えております。

それでは、教育振興大綱の策定と今年度の協議内容について、事務局より説明をお願いします。

○染谷企画部次長

企画部次長です。私からは、協議「市川市教育振興大綱の策定について」をご説明いたします。恐れ入りますが、資料1「市川市教育振興大綱の策定について」をお願いします。

まず左上の四角の1番、背景・基本的な考え方でございます。

その下にあります①番、背景でございます。平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行されました。

地方公共団体の長に対し、地域の実情に応じて教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策についての目標やその施策の根本となる方針を定める大綱の策定が義務付けられたところでございます。

これを受けまして、本市では平成27年10月に市川市教育振興大綱を策定いたしました。

これまで平成27年度から平成30年度までの3年6ヶ月間、また、平成31年度から令和4年度までの4年間、さらに令和5年度から令和8年度の当初3年に1年間を延長しました4年間を計画期間とした大綱を策定してきたところでございます。

次にその下の②番、策定にあたっての基本的な考え方でございます。

大綱は地方公共団体の教育学術文化の振興に関する総合的な施策に関わる目標や施策の根本となる方針を定めるものでございます。

策定にあたりましては、国の教育振興基本計画に規定する基本的な方針を参酌すると共に、市川市教育振興基本計画を尊重しまして、地域の実情に応じ、令和8年4月に策定いたしました市川市総合計画2050、こちらとも整合を図りながら本市が講ずべき施策の根本となる方針を大綱として定めるものでございます。

今年の4月にスタートした本市の新たな総合計画、市川市総合計画2050。こちらは将来都市像を命を尊び、知性と希望を育み、環境と共生して、輪が繋がるまち市川、サブタイトルを住み続けたいまちを次世代へ、といたしまして今後25年間の市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための根本となる計画でございます。

この計画には将来都市像を実現するための5つの基本目標を定めておりまして、まちづくりの方向性を示しております。

新たな大綱の策定にあたりましては、この基本目標で示します学びの多様化や環境、また歴史・文化、安全・安心、こういったまちづくりの方向性と整合を図る必要があるものと考えております。

続きまして、資料右側四角の2番、計画期間についてでございます。

大綱の計画期間は法律での定めがないものの、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画、こちらの計画期間が5年であることに鑑みまして、4年から5年程度を想定しているということが文部科学省より示されているところでございます。

本市におきましては、地域住民の意向をより一層反映させる観点等から民意を代表する立場

であります市長の任期に合わせ、計画期間を4年間としてきたところでございます。

新たに策定する大綱の計画期間につきましては、本日協議する内容を踏まえまして、次回の総合教育会議で改めてご提案をさせていただきたいと思っております。

最後に資料の下の四角の3番、令和8年度総合教育会議の協議内容（予定）についてでございます。

現在の大綱の計画期間が令和8年度まででありますことから、今年度は新たな大綱の策定、またあわせてこれを踏まえた新たな教育振興大綱具体化パッケージの策定を予定しております。

令和8年度の総合教育会議では、これらの策定に向けて2つの事項の協議をお願いしたいと考えております。まず1つ目、協議事項の1でございます。

新教育振興大綱の策定についてでございます。

本日1回目の総合教育会議につきましては、新たな大綱の将来像の定義、基本方針、施策の方向性について、こちらの協議をお願いしたいと考えております。

2回目以降につきましては、本日の協議をもとに取りまとめました新たな大綱の骨子案と、計画期間について協議を行っていただく予定でございます。

あわせまして、新たな大綱案を踏まえまして、協議事項の2番、

新教育振興大綱具体化パッケージの策定について、こちらの協議をお願いしたいと考えております。

新たな具体化パッケージの策定に当たりましては、パッケージの重点方針、パッケージに位置づける事業、パッケージの位置付けについて協議していただくことを考えております。

説明は以上でございます。

○田中市長

ありがとうございました。

本日は教育委員会事務局から、大綱の基本方針の素案について、ご提示いただけると聞いております。

それでは、教育長よりご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○高木教育長

資料2でございます。

こちら事前に市長部局の企画部と調整させていただき、まとめさせていただいたものです。

左側が現行の教育振興大綱になります。令和5年1月に田中市長が策定していただいた大綱のエッセンスを整理したものです。

大きな観点として私からは2つの提案をさせていただきます。

詳細については、教育振興部長及び企画部次長から説明させていただきます。

まず1点目です。将来像、本市における教育の目指す姿についてです。

令和5年に策定していただいた教育振興大綱では、そちらについて明示的なものがない状況でございます。

昨年度、総合教育会議での市長と教育委員会での協議を経て、教育振興大綱を具体的に推進するための計画として、教育振興大綱具体化パッケージが策定されたところでございます。

このなかで、本市教育の将来像として、

市川クオリティ・ロゴス 言葉の力で未来を拓く市川の教育
を掲げました。

この考えをさらに推進していくため、改めて、次期大綱における本市教育の将来像にしたいと考えておりますので、委員の皆さまのご意見を頂戴できればと思います。

2つ目です。

現行の大綱では、基本方針として3つ掲げております。基本方針1「生きる力」の育成と健康寿命の延伸、基本方針2誰一人取り残すことなくすべての子供たちが安心して学べる環境の整備、基本方針3子供たちに夢や希望を与える質の高い教育の提供。

この柱としては、色々な考え方があってまとまったのかなと思っております。

ただ、社会教育という色彩が若干、明示的にでてきにくいのかなと思っております。

少子高齢化や人口減少がますます進展する現在にこそ、市民活動の基盤を支える地域コミュニティを維持・活性化させなければなりません。

そのためには、若者を含む社会教育人材を中心に、社会教育施設や様々な場において、人づくり・つながりづくり・地域づくりを進めていくことが重要ではないかと考えております。

次期大綱では、現行大綱の基本方針の考え方に加え、社会教育についても、明示的に示して力を入れていければと考えております。

先ほど申し上げたとおり、この資料2については、企画部と調整を図り、作成をいたしました。

この後、教育関連の計画等につきましては、教育振興部長から、市長の所信表明に関する事項につきましては、企画部次長から、基本方針を検討するための、施策の方向性についてご提案させていただくところでございます。

よろしくお願いいたします。

○根本教育振興部長

教育振興部長です。

恐れ入りますが、資料2「教育振興大綱の基本方針（素案）について」をお願いします。

新たな教育課題、社会情勢等の変化や国の制度改正などを勘案し、次期教育振興大綱の基本方針案をまとめるための施策の方向性の案などについてまとめてきましたので、ご説明いたします。

はじめに、大綱は、教育等の振興に関する総合的な施策に関わる目標や施策の根本となる方針を定めるものとされており、資料左側のとおり、現行の大綱では3つの基本方針が掲げられています。

加えて、昨年度の総合教育会議において、協議のうえ策定した具体化パッケージでは、高校や社会につながる充実した人生の基盤づくりに責任を持つことを宣言するとともに、本市の教育に係わるすべての人が、共通の目標に向かい一体感をもって取り組みを進めることや市民の皆さんに、本市の教育に対し、信頼や共感を高めていただくため、

市川クオリティ・ロゴス 言葉の力で未来を拓く市川の教育
という、将来像が掲げられました。

そこで、教育委員会事務局からの提案として、次期大綱においても、一体的な取り組みの推進や、本市教育に対する信頼や共感を高めることを目的として将来像を掲げること、また、市川クオリティ・ロゴスを新大綱の将来像とし、本市教育施策の大きな方向性に据えていくことを、提案したいと思います。

この点について、皆さまよりご意見をいただければと考えております。

次に、基本方針の素案について、ご説明いたします。

今回は、基本方針の素案として、

- ・現行の本市の大綱および具体化パッケージ
- ・本市の教育振興基本計画
- ・国の教育振興基本計画
- ・次期学習指導要領の論点整理

に掲げられた施策や考え方を次期大綱の基本方針を構成する施策の方向性として提案させていただいております。

それでは、はじめに基本方針1です。

現行大綱では、「生きる力の育成と健康寿命の延伸」を基本方針に掲げられています。

今後は、生涯にわたり輝ける機会の充実など、社会教育も含めた、子供から大人までの一連の教育活動が重要となることから、「社会につながる、地域とともにある教育」を基本方針1の素案とし、これに関連する施策の方向性として

- ・読書教育や英語教育
- ・社会教育や生涯学習
- ・リカレント教育

などを提案しております。

次に、基本方針２です。

現行大綱を踏襲し、「誰一人取り残さない教育」を基本方針２の素案とし、これに関連する施策の方向性として

- ・インクルーシブ教育
- ・子供の貧困対策
- ・道徳・人権教育

などを提案しております。

最後に、基本方針３です。

こちらも現行大綱を踏襲した、「質の高い教育」を基本方針３の素案とし、これに関連する施策の方向性として

- ・個別最適な学びや協働的な学び
- ・探究的な学び
- ・小中一貫教育や幼保小の連携

などを提案しております。

説明は以上でございます。

○染谷企画部次長

企画部次長です。

私からは、「市長の所信表明」を踏まえ、次期大綱の施策の方向性として提案させていただいた事項についてご説明いたします。

はじめに基本方針１です。

市川市で育ったこどもたちの選択肢を広げるため、これに関連する施策の方向性として

- ・市立高等学校の創設
- を提案しております。

次に、基本方針２です。

すべての子供が学校内外で自分に合った学びの場を享受できるよう、これに関連する施策の方

向性として

・特別支援教育
を提案しております。

最後に、基本方針3です。

質の高い教育の提供のためには、学校施設の老朽化対策や安心して学べる環境の整備が必要なことから、これに関連する施策の方向性として

・学校環境整備・老朽化対策
を提案しております。

本日、この施策の方向性のうち本市が取り組むべき施策について、委員の皆さまからご意見をいただき、これを踏まえて施策の方向性を整理しまして、市長が策定する次期大綱の基本方針案としてまとめていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○田中市長

ありがとうございました。

ただ今、将来像の案と、次期大綱の基本方針をまとめるための施策の方向性の案について、説明がありました。

教育委員の皆さまから、将来像の案と基本方針の施策の方向性の案について、ご意見を伺いたいと思います。

山元委員と駒委員から、ご欠席にあたりご意見をいただいたと伺っておりますので、教育委員会事務局からご紹介をお願いします。

○竹内教育政策課長

山本委員、駒委員から事前にご意見をいただいておりますので、代読させていただきます。

はじめに、山元委員からは、3点のご意見をいただいております。
一つ目は、英語教育についてです。

「英語教育の重要性については、繰り返し述べさせていただきました。
令和6年度の学力学習状況調査結果を見ますと、英語教育 先進市と本市を比較した場合、

セファール エーワン（CEFR A1）レベル相当以上の力を取得している生徒の割合に大きな差が見られます。

この原因として、教科書に沿ったヒアリングやカンバセーションは実施されていても、自分の考えや、気持ちを英語で表現する活動が不十分であり、英語で自分を表現する楽しさや達成感を生徒が実感できていないと思われます。

A L Tの充実や、英語の時間数確保などの施策が、推進されていますが、今後、教育委員会として、学校の管理職・教職員ひとり一人に対して、本市の課題や目指すべき方向性を明確に示し、授業のなかで、英語を活用した多様な活動が展開されるように、教育委員会として指導・助言を積極的に行っていくことが重要と考えます。

「自分の考えや、気持ちを自分の言葉で表現し、他者に伝える力」は、表現方法は人それぞれであっても、これから社会の一員として生きるうえで、何より大切な力であると考えます。

英語のみならず、国語をはじめ全ての教科で、この力をつちかう取り組みを推進していただきたいと考えます。」

とのご意見をいただきました。

二つ目は、協働的な学びについてです。

「令和7年度 全国学力・学習状況調査の先進的な県・市と、本市の比較結果において、課題となっている点は、「課題の解決に向けて自分から取り組んだ」とする児童生徒の割合が低い点です。

この点を改善する鍵が、「協働的な学び」の推進と充実であると考えます。

児童生徒が、一人では興味が持てなかったり、わからない、できない、と感じていても、複数人で一つのチームを作り、お互いに補完しながら、課題解決を図る過程で、学習に対する興味や意欲が高まり、課題への取り組み方や課題解決に必要なスキルを共有できるとともに、協働してやり遂げたという大きな達成感、成功体験を得ることができると考えます。

児童生徒の「協働的な学び」を実現するためには、サポートする人材の確保、教師間の協働的な学びの推進や教科担任制の積極的な導入、更には、地域人材等の積極的な活用が不可避と考えます。

教育委員会として、児童生徒の「協働的な学び」が推進されるよう、教職員への指導・助言、サポート体制の充実に積極的に取り組むべきであると考えます。」

とのご意見をいただきました。

最後に、3つ目は「教職員の働き方改革」についてです。

「教職員の働き方改革の必要性が、大きな社会課題として、意識されるようになりましたが、現場の状況は年々厳しさを増しており、すでにデッドラインに達していると考えております。

実際の学校現場では、産休、育休、心身の不調による病休者や休職者も相当数いること、資格

を有する方を新たに見つけることは極めて難しい状況であること、若年層の休職率や、離職率が年々増加していることも、大きな課題です。

ただ、このように欠員が生じていても、学校は表面上、支障なく運営されており、現場の努力や工夫次第で何とかなると思われがちです。しかし、これは大きな間違いです。

これでは、先ほど述べたような、英語教育の充実や、協働的な学習の推進を図ることなど、したくてもできない厳しい状況があります。

この課題解決のための特效薬はなく、一つ一つの取組を積み上げていくことが何より重要です。併せて教職員自身、そして保護者の意識改革も大変重要と思います。

教員は、「子供のため」との思いから過度の自己犠牲を強いたり、

保護者は、「わが子のため」との思いから時に過度な要求をしてしまう。

このような状況は、結局、一つも子供のためにならないことを管理職はもちろん、教育委員会としても、広く保護者や市民に啓発していく必要があると考えます。

補助教員や不登校支援員など、市費によって多くの人材を学校に配置していただいております。子供たちの豊かな自己実現のため、今後も人的支援を継続・充実していただくことを強く希望いたします。」とのご意見をいただきました。

続きまして、駒委員からも、3点のご意見をいただいております

一つ目は、「社会参画に関わる、教育の改善」についてです。

「人間の多様性を尊重し、共に学び合う教育、すなわちインクルーシブ教育の重要性は高まっています。学校教育においても、誰もが社会における多様性を認め尊重し、共に生きる力を育むことも重要であり、「共生」の視点から学びを検討する必要があります。

つまり、子供も、共生社会の担い手であることを意識化できるカリキュラムの構築が喫緊の課題であるといえます。子供が、共生社会の担い手であることを意識化するための一助として、体験学習があげられます。白杖体験や、車椅子体験といった障がいの疑似体験なども考えられるでしょう。こうした体験学習は、障がい児・障がい者に対する困難感や当事者の気持ちの理解につながり、一定の効果をあげることができます。

一方で、当事者のネガティブな側面が強調され、一側面のみ理解となる可能性も否めません。共生社会の実現には、支える人、支えられる人、という関係性を超えて、互いに役割をもって「支え合う」ことが重要です。そのため、学校教育においては、障がいや、特別な配慮・支援を要する当事者とともに、共通の体験を通して、双方向にコミュニケーションができる学びの機会を創出することが急務であると考えます。

それはまた、基本方針2の3「インクルーシブ教育」の充実・改善にも寄与すると考えます。」とのご意見をいただきました。

二つ目は、「探究的な学び」についてです。

「探究とは、教師が、問いや課題を提示するものではなく、子供自身が実生活・実体験のなかで、見出していくものです。幼児期に好きな遊びをたくさん見つけて遊び込み、そのなかで、遊びの深まりを経験したり、園生活のなかで、体の諸感覚を通して、多感覚的に、環境と相互作用したりすることが、子供の好奇心や、探究心を育みます。こうした幼児期の遊びを通した学びが基盤となって、小学校以降の学校教育における、探究的な学びへと発展・展開されます。

そのため、基本方針3の12「幼児教育」ともかかわって、探究的な学びについて検討していく必要があります。」とのご意見をいただきました。

最後に、三つ目は「幼保小の連携」についてです。

「市川市においても、学区ごとに、子供同士、保育者・教員間の人的交流や、幼・保・小のあいだの連携事業は、様々に実施されています。こうした交流・連携を基盤としながら、さらにカリキュラムの接続を学区ごとに検討していくことも考えられます。

幼児期は、遊びのなかで、直接的・具体的な体験を通して、学びを深めています。その学びが、学童期の教科などにつながっていることを、保育者・教員が、相互に理解を深めることが必要です。そのための、人的・物的・時間的 環境の整備も、検討することが肝要です。

さらには、幼保小だけでなく、0から18歳まで、学びの連続性も見据えて、カリキュラムを検討していく必要があると考えます。」とのご意見をいただきました。以上でございます。

○田中市長

ありがとうございました。

大高委員より順次ご発言いただき、最後に田中委員からご意見をいただければと思います。

委員の皆様からご意見をいただいた後に、教育長から総括的な意見をいただければと思います。

それでは大高委員、よろしくお願いいたします。

○大高委員

教育委員の大高でございます。よろしくお願いいたします。

自分は市医師会の視点で、テーマとしては子供たちの「健康寿命の延伸」に絞ってお話します。

もう何年も前からこの子供たちの健康寿命それから体力に関してはずっと危惧しています。毎回総合教育会議で、スマホやタブレットによる目の障がい、イヤホンによる聴覚障がいについて言及しています。

医療が発達し、健康寿命は当然のごとく伸びているのに対して、子供たちがこれから大きくなっていったときに視力や聴力が大丈夫かな、と。寿命が延びても目や耳が不自由であっては健康寿命が延びたとは言えないのではないかと最近思っています。

今の子供たちの現状も心配だけれども、大きくなってから一体どういうデータが出てくるかというところを非常に危惧しているところです。

なかなか解決方法がなく、毎年同じこと言っているのではやはり明確な改善方法がないのだと思います。明らかに眼鏡も普及率が増えていることから、教員の先生方、それからご両親など子供の周りの人がどのぐらい子供の状況を把握しているかというところを、自分は少し調べたいというか聞いてみたい気はしております。

例えばこれは前回お話したかもしれませんが、視力に関しては「20-20-20」ルールというものがあります。タブレットや液晶を20分間見たら、一旦見るのをやめて20秒20フィート先を見ましょうというものです。数字に重要な意味はないらしいですけども、とにかく見続けるのではなくて、一旦やめて少し遠くを見るということです。目を休めて少し遠くを見ることは、視力改善につながっていると思うので自分は子供会で推奨しています。

学校でも今は授業によってタブレットを離せない、子供たちもスマホを離せないという、現代社会においては、仕方がないということは重々承知しています。しかし、例えば授業を途中で区切って休憩を入れることをできるのではないかと、ワールドカップで22～3分に1回給水休憩を入れるハイドレーションブレイクというものを見て思いました。

実際、アメリカでは幅広く行われているこの「20-20-20」というのは、あながち軽視できない方法だと思います。もし、こういうものが市川市でも取り入れられたら画期的だと思いますし、実行しているところは多分ないと思います。この問題は子供たちの今後を考えると大きな課題ではないかと危惧しています。

もう1つは、これも毎回言っていますが、屋外活動の重要性です。コロナ以来、閉じ籠ることが多くなったので、明らかに、身体能力、それから体格の伸びが止まっています。具体例は出しませんが、データを見れば明らかになっています。このまま日本人の子供たちの身長伸び悩んでいるというのはやはり問題であります。

ただ、これに関しては教育委員会或いは学校側でもかなり改善されていて、屋外活動が増えているように思います。それにより、ビタミンD、セロトニン、メラトニンなどの人間の生活に必要なホルモンの分泌が促されますので、太陽光に当たるということはいいいことです。

原始以来、人間っていうのは太陽が上がったら起きて活動を始め狩りや稲作をし、太陽が沈んだら寝る、これが基本でした。だから寿命が短くても、おそらく健康寿命ということに関しては、今の我々よりも良質であったと思います。

生活習慣の改善というのは当たり前ですが、重要性も上がっています。ただ、この点に関しましても、実際に学校がどの程度「何時に寝ている、ゲームをどれくらいやっているか」などについて把握することも重要だと考えます。その程度のことはやっているということであればそれまでですが。

1つ自分が今まで間違っていたことがあるのですが、睡眠による成長ホルモンの分泌促進につ

いてです。以前は10時から明け方2時ころまでと言っておりましたが、実は時刻はあまり関係ないそうです。要は睡眠してからすぐ深い眠りにつくことが大切ということに変わってきています。

結局言いたいこととしては、やはり生活習慣です。規則的な生活を送れば、おそらく良好な睡眠は取れているはずで、10時に寝ておらず、多少11時、12時になったとしても規則的な生活を送っていればすぐ深い眠りも得られるようになって、成長ホルモンも十分に分泌されるようになります。

朝食の必要性はいまさらですが、規則的な生活習慣が重要になります。

ヒトパピローマウイルスワクチンの接種についてです。子宮頸がんのワクチンとして聞いたことがある方もいると思います。これは有効性の高いワクチンですが、先進国の中で日本は普及率が低いです。ワクチンに関して日本はもともと弱い国です。

理解が得られないとか、何かその辺りの事情もあると思います。これは非常に我々にとって情けない話だと思っております。

公費助成が始まり、それから我々が啓蒙することによって、大分普及率が伸びています。前回お話したかもしれませんが、千葉県は、全国でも有数の普及率で、市川の普及率をもっと上げたいと考えています。

実はこのワクチンは女の子だけでなく男の子にも有効です。千葉県の中でも男子にも公費助成を出している市町村があります。これもぜひ「健康都市いちかわ」として前向きに検討してもらいたいと思います。

○田中市長

どんなウイルスなのでしょう。

○大高委員

ヒトパピローマウイルスというのは、女性にとっては子宮頸がんですけど、男性にとっては少し説明難しいのですがコンジローマというイボみたいなもの、あとは肛門がん等にも関係するもので、ワクチン接種はそれらの予防になります。先進国では当然のごとく接種が進んでいます。この辺りの公費助成を考えていただければと思います。

市川市保健センターが主体のSTD協議会でこういう話題が出ましたが、この協議会で聞いても、まだまだ周知が足りないです。様々な方面から周知を進めていきたいと思っています。

最後に、市長も出席された市川市の医師会の総会において、会長が我々は市川市民の健康を全力で支える、とおっしゃられました。その通りでありまして、もちろん、市の方からもたくさんの援助をもらっています。

そういう市川市ですから、ぜひこの市川市で子供を産んで子供を育てたい、という人たちが増

えてほしいし、ひいては少子化対策を進めてもらいたいです。ぜひともアピールをこれから頑張っていけたらと考えています。以上です。

○田中市長

ありがとうございます。続いて広瀬委員お願いいたします。

○広瀬委員

はい。教育委員の広瀬です。よろしくお願いいたします。

新教育振興大綱の基本方針を取りまとめて、素案を作っていただきまして本当にありがとうございます。学校教育や社会教育など、多様な内容が示されていて、特に基本方針2「誰1人取り残さない教育」の中には、多様な子供の姿に着目した内容が多く盛り込まれていて、すごく期待を持って拝見させていただきました。

私の方からは、将来像と基本方針のところで思ったこと、あと具体的な施策のところで思ったことについてお話できればと思っております。

まず、最初の将来像についてですが、非常に引き締まったなという印象を受けました。

一方で「言葉の力」という表現は、市川市が読書や英語教育を大切にしたいという思いがすごく伝わる言葉ですが、お子さんの中にはその言葉を「読むこと、聞くこと、話すこと」というのが難しいお子さんもいます。当然そうした背景も含めてというところでの表現だとは思いますが、「言葉の力」というのを使うと聞いただけではその言葉を、いわゆる「読む、聞く、話す、書く」と理解してしまうようなところもあるかもしれませんので、説明を丁寧にさせていただきたいと感じました。将来像に関しては以上です。

あと基本方針1、2、3、基本は現行のものを2、3はそのまま取り入れた形になっていますが、1番の表現がかなり変わったなと感じております。先ほど、将来社会に繋がっていくというご説明がありましたが、私のイメージとしては小さいときから社会と繋がりが合っているという教育のあり方を考えるのもありではないかと思っております。将来繋がるためというニュアンスでも、もちろん良いのですが、すでに繋がりが合っているというところで教育を考えるというところも、視野に入れても良いのではないかと思います。私自身も市川市民であり、実際に地域の方々とも繋がりが合っていていただいている実感がありますので、そんなことも思った次第です。

具体的な内容については「幼保小の連携」と、市長の公約に入れていただきました「特別支援教育」、あとは「インクルーシブ教育」、「幼児教育にかかる内容」について話していきたいと思っております。

「特別支援教育」を公約の中に入れてくださって本当に心強いなと感じております。今掲げた4つに関して、私自身の研究分野とも関連兼ね合いがあるのですが、いずれの項目にも共通して重要な視点が、「質の高い幼児教育から学ぶ」というところであると考えておりますので、ここからお話できればと思います。

「幼保小の連携」、「特別支援教育」、「インクルーシブ教育」と、「幼児教育」との間に何の関係しているのかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、私自身はこれからの教育において、いわゆる普通のアップデート、当たり前のアップデートというのが鍵になるのではないかと考え

ております。

「特別支援教育」で言うと、従来までの医学モデル、個人モデルに基づく「特別なこどもに対する特別な教育」から、環境との相互作用で、障がいというのをとらえていく社会モデルや人権モデルへの転換期も迎えていると思います。その中で、教育の分野で個人の障がいとか難しさに起因させて、例えば単に場を分ける、人を増やす、書類を共有する、もちろんそれらも大事ですが、それだけで教育の対応を図ろうとするというならば、それはちょっと、そろそろ教育のあり方を見直す時期にきているのではないかなと思っていますところ。

先ほど「幼児教育から学ぶ」ということを申し上げましたが、市川市は公立幼稚園、特に特別支援学級というのは、公立幼稚園の中でも珍しいかなと思うのですが、特別支援学級を設けて、共に過ごすというところで、保育を展開していると思います。この「特別支援教育」、私も何度も拝見していますが、本当に素敵で、特別支援学級を分けるための学級ではなく、共に過ごすための形を模索して、ずっと積み上げてきた歴史があるなと感じております。そこで積み上がっている、例えば教育課程、それぞれ特別支援学級と通常学級、別々には作っておりますが、すごく密接に関連し合いながら作っておられます。あとは日々の保育の展開や、支援員の入り方、そういった本当にさりげない中でも、必要な配慮がきちんとされているというところでは、小学校に繋がる、あとは学童期の教育に参考になる活用できる沢山の要素があるのではないかと考えております。これは特別な配慮を要する子に限ったことではなく、すべての子の「学びの連続性の確保」ということから、非常に大切ではないかなと思っています。

次は「幼保小の連携」の話になりますが、現状、そのカリキュラム、幼保小の連携に対して、管理職、教務主任の交流で、留まっている面も多少あるのかなと思いますが、どちらかという、今後は、研修等を通じて教員レベルで繋がり合うということ、積極的に教育委員会でも進めていただいて、具体的、実務的な内容が教員間で交流されるというような体制や、幼保小で共通の視点が持てるというようなところにシフトしていても良いのではないかなと思っています。

「特別支援教育」、「インクルーシブ教育」の方に話を戻しますが、幼児教育が先ほど申した普通、当たり前のアップデートをし続けて保育を展開されているという過程そのものが、いわゆる「特別支援教育」や「インクルーシブ教育」そのものでもあるのではないかなと思っています。

学習指導要領の次期改訂のところで、論点整理の中では「多様性の包摂」ということが示されて、その実現に向けた「調整授業時間制度の創設」なども検討されているかと思います。今後は、学校全体で取り組む事例、例えばモデル校を作ってみたり、様々な実験を共有するなど、オープンにしながら、市としての質の高い教育を提供していくようなことができると、ますます市川が大好きだと思ふ児童生徒が増えるのではないかなと思っています。

一方で最後の「幼児教育」というところに関して、先ほど言った公立の幼稚園、私はもうすごいなと思って拝見するところも多いのですが、やはり公立幼稚園だけで市内の教育が賄っているわけではなく、民間の幼稚園や保育園、こども園なども沢山の用意されて、それぞれでお子さんが過ごしていると思っています。

今、幼児教育施設として、幼稚園だけでなく保育所、こども園も共通して、幼児教育施設として捉えられているわけですが、その質の保障というのが非常に重要な課題かなと思っています。どうしても大人はつい、できた、できないで物を見てしまうことがありますが、幼児教育とは、プロセスそのもの、頑張っているとか、ちょっと我慢してまた次頑張る直すとか、そういったこと

そのものが大事と捉えられていると、私は理解しております。そういった部分では、質の保障をどうしていくかということに関して、今、幼児教育に関するところはこども家庭部が中心となってやってらっしゃるかなとは思いますが、その教育の部分に関しては、教育委員会がやはり緊密な連携をとるということも必要なのではないかなと考えております。

教育というのはどうしても未来への投資ということになりますので、今成果があるかと言われて見えにくいところもあるとは思いますが、やはり市としての姿勢というところでは、ぜひ期待したいなと思っております。以上となります。

○田中市長

ありがとうございます。続いて田中委員お願いいたします。

○田中委員

教育委員の田中でございます。よろしくお願いします。私は普段、弁護士をしていますので、教育の専門的な知見というよりは、今回の案を読ませていただいて、感じた点について、お話ししたいと思います。

今回、将来像のところを、「言葉の力で～」と掲げることは分かりやすく、ここからその基本方針をどう考えていくかという形で理解しやすいかなというのは読んで感じました。私の業務でも、リサーチ業務などでかなりAIが、発展していることを実感しており、どこの業界でも同じことだと思いますが、個人的な感覚としては、技術が進歩すればするほど、この基本的・基礎的な国語力や、論理的思考力、批判力みたいなところが、最終的にものすごく重要になってくるのではないかということを使いながら思っているところです。将来像には、新しいことだけではなくて、こうした基礎的・地道なところを着実に進めていくのも教育という視点としては重要なのかなと感じております。

そういう観点から基本方針の1番、読書教育のところを考えてみました。読書時間と国語力についても一定の相関関係があるというデータがおそらくあるとは思いますが、私もその実感を持っております。

私は令和5年から教育委員を務めさせていただいておりまして、学校現場の授業の視察や、運動会、文化祭などを見させていただく中で、例えば授業の場面で言うと、児童生徒がこれは算数がわからないのではなくて、文章の問いがわからないのではないかと、この問いを見ていたときに、もったいないな、少しでも言葉の力とか国語力がついていくといいのかな、という場面も見受けられました。そういった意味でやっぱり読書教育の充実っていうのはとても重要ではないかと考えております。

具体的にそれがどのような取り組みかということについては、いわゆる読書教育の専門家の方々の様々な知見がおそらくあるでしょうから、これについては他の自治体や、多くの成功事例を参考にすることが重要と思っています。

市川市でも具体化パッケージには、「図書館と学校を結ぶネットワークの強化」や、「乳幼児期の読書活動の推進」など、具体的な取り組みはされていますので、このような取り組みを着実に進めていくとともに、更なる工夫をしていくことが重要なかなと思っています。

読書というのは、読む行為をするということなので、その場を作るということだと思います。読

書自体はそう難しいことでもありませんし、本があれば、その本のお金だけということで、難しいことではないので、短い時間でも地道に継続的に読む行為を続けていくかという工夫を、現場で将来に向かって着実に進めていくということが重要なのではないかと考えています。

過去の総合教育会議で、駒委員が読書教育に関する他国や他県の事例を紹介していただく場面があって、私も横で聞きながら、なるほど、それは僕も興味あったなと言うような取り組みを紹介されていたので、ぜひそういう良い事例を、市川市の児童生徒の皆さんにも体験して欲しいですし、そういう事業をやっているということを、自分が受けなかった保護者の方にもぜひ体験していただきたいなと思っております。

例えば、駒委員が紹介していた「ビブリオバトル」という事例で、「私はこの本が好き。なぜならこうだからです」と話すことをやりますが、これは自分の主張を言うことと、理由を言うこと、つまりコミュニケーションを取るということです。これから求められている力そのもので、非常に有効だと考えております。対象の本は何でも良く、漫画でも良いのかなと思っています。

先ほど大高先生が仰っていたワールドカップを私も見ておりまして、メキシコのサポーターの方で、ドラゴンボールがものすごく流行っているのを見て日本を応援しているという場面がありました。あれも結局、英語が話せれば「私はドラゴンボールの漫画が好き、登場人物はどれが好き、なぜならあれはどうだから」とコミュニケーションが取れます。正にビブリオバトルですし、外国人とのコミュニケーションもできますので、そう難しいことではないのかなと思っています。

あと、将来について新しい工夫をしていくときには、常に、やはり現場の教員の方に負担がかからないようにして欲しいというのは言いたいと思いますし、「教職員の働き方改革」(3-17)については矛盾しない形で工夫していただければと思っています。

あと最後に教育長からお話のあった2点のうち、社会教育という視点のところで地域コミュニティの活性化というのは、正にその通りだと思っています。

私も今回のこの要素の中で、1-4の「生涯学習社会の実現」であるとか、1-11の「リカレント教育」というテーマを見て、単に大人にとって学びの機会を得る、新たな職に就くために技術を習得する機会を作りましょうという考え方も当然大事だと思います。しかし、もっと広い視点で、大人になってからも、社会で生きていく中で必要な知識は日々変わっていくと思いますので、それを市川市の中で、主体的でなくても見つけられるような環境作りが重要ではないか、と考えました。地域コミュニティの活性化は、おそらく昔であれば、こういうことがあれば今こういうことをしたか、というコミュニケーションがされていたと思いますので、ぜひ、この社会教育の将来像という意味では、充実させていただければと思っています。以上です。

○田中市長

ありがとうございました。皆様からのご意見をいただきました。

それでは教育長、お願いいたします。

○高木教育長

まず、将来像に関しては、「言葉の力」というところで、いわゆる4技能(読む、聞く、話す、

書く) 以外の様々な表現活動をされているお子様を踏まえていること、これを含めた学校教育の推進・振興という要素が重要ではないかのご指摘をいただいたところでございます。

基本方針1については、仮タイトルである「社会につながる・地域とともにある教育(仮)」に関して、社会につながるではなく、社会とつながりあっている、将来だけでなく、現状もつながりあっているということが分かる表現の方が良いのではないかと、

その他にも「読書教育」、「英語教育」、「生涯学習社会の実現」、「より主体的に社会参画に関わる教育」、「健康寿命の延伸」、「体力向上・生活習慣の改善」、「リカレント教育」について、各委員からご指摘をいただいたところでございます。

例えば、読書教育に関しては、AIが発展していく社会だからこそ、基礎的・基本的な国語力や批判力が必要となってくるということや、図書館と学校を結ぶネットワークの強化、乳幼児期の読書活動の推進など具体的な取り組みを着実に進めていくことが重要である、現場で継続的に進めていける取り組みが必要ではないかと、

「英語教育」では、「自分の考えや気持ちを自分の言葉で表現し、他者に伝える力」がこれからの社会の一員として生きる中で何よりも大切な力である、英語のみならず、国語をはじめ、すべての教科でこういった力を培うような取り組みを推進するべきといったご意見をいただきました。

また、「生涯学習社会の実現」、「リカレント教育」では、大人になってからも社会で生きていく中で必要な知識を得る機会を提供し、主体的でなくても受けることができる環境づくりが必要であること、

「健康寿命の延伸、体力向上、生活習慣の改善」では、スマホ、タブレット、イヤホンの関係で、視力・聴力に関して、今の子供たちの将来が危惧されるといったことや、規則正しい生活、屋外活動が重要であること、規則正しい生活が良好な睡眠につながり生活習慣の改善になること、また、こういったことを学校や家庭が把握できることが重要ではないかのご意見をいただきました。

基本方針2「誰一人取り残さない教育(仮)」に関しましては、

「特別支援教育」は、特別な子供に対する特別な教育ではないこと、個人の障がいや難しさを起因させるといった考え方は転換を図るべきである、

「インクルーシブ教育」は、学びの連続性を確保することが重要であるといったご示唆をいただいたところでございます。

基本方針3「質の高い教育(仮)」に関しましては、

「協働的な学び」では、児童生徒の「協働的な学び」を実現するためには、サポートする人材の確保、教師間の協働的な学びの推進や教科担任制の積極的な導入、地域人材等の積極的な活用が

不可避であること、

「探究的な学び」では、子供自身が実生活・実体験のなかで、見出していくものであり、幼児期の遊びを通じた学びが基盤となって、小学校以降の学校教育における探究的な学びへと発展・展開されること、

「幼保小の連携」、「幼児教育」では、保育者・教員が相互に理解を深めることが必要であり、そのための人的・物的・時間的環境の整備を検討することが必要であるといったことや、幼稚園だけでなく、保育所やこども園も「幼児教育施設」として質の保証が必要であること、などについて、ご意見をいただきました。

いただいた貴重な意見を踏まえまして、市長が策定する次期大綱の基本方針案としてまとめていきたいと考えております。

○田中市長

ありがとうございます。委員の皆様から大変貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。皆様方のご意見を基に、しっかりと大綱の策定に向けての取組みを行っていきたいと思います。

私からも感じるところについて、お話しさせていただきます。まず、大変意義のある総合教育会議が開かれているなど感じております。

前教育長から積み上げてきた現在の市川市の教育を基盤として、新たな教育の姿を時代に合わせて子供たちのためにつくりあげていく、そんな教育の現場において私たちが協議しながら前進していく状況になっているのではないかと感じているところでございます。

大事なことは、子供たちのためにどうあるべきか、そして、子供たちに向き合っている現場の教師の皆様方がどのように対応していけるのか、現実的にどの範囲までこの考え方を受け入れてくれるのかということを十分に考えた上で協議しながら、市川市の方針をしっかりとつくっていきたいと思っていますので、教育長よろしく願いいたします。

私が提言している市立高等学校の話にもなりますが、人口は減少しており、少子化が進行していく時代だからこそ、より丁寧に子供たち一人ひとりに向き合い、個性や可能性を伸ばしていく教育が重要だとも考えています。

千葉県教育委員会のほうで、これから県内の高等学校の整理統合が検討されています。そこに合わせて、市内の県立高等学校の7校の整理統合のなかで、ぜひ市川市の希望というものを取り入れていただきたいと、そんなことを考えつつ市立の高等学校、そして市川市が、特色のある学校の魅力というものをつくり出して、公立の小学校中学校を卒業して子供たちが1つの目標にできる、そういう市立の学校を目指したいと思います。

また、インターナショナルバカロレアの認定校申請まで教育長と共に取り付けることができ

ばと思っております。

大高委員からもありましたが、もし本当に成長が止まってしまうのであれば、大変な問題です。一部の選ばれた人たちだけが国際大会で活躍するというのではなく、市川市の小中学校そして高等学校において心身ともに成長することができる環境を作っていかなければなりません。そして、「20-20-20」が教育の現場でできていると、子供たちが生きていくうえでそれを活かしてくれると思い、そのような仕組みが大事だなというふうに思いました。

インターナショナルバカロレア認定校であると同時に、市川市のみならず、時代が求める環境問題や福祉の問題などを学んでいく場にもなってもらいたいと思っております。

元気な子供たちが目標をもって、高校国体や甲子園に挑戦していくことができるような市立高等学校の目標になる存在があれば、市川市の教育がまた一つ新たな選択肢になっていくのではないかと考えております。

もう一点は、特別支援学校の増設の実現です。現在市内の私立学校の校舎を有効活用できないだろうかと話し合いを進めているところです。皆様方にも逐一ご報告させていただきますので、ご支援いただけたらと思います。

魅力ある教育環境の実現についても、教育委員の皆様、教育長、傍聴にお越しの議員の皆様と共に議論をしながら進めて参りたいと思います。

■報告 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

○田中市長

次に、報告として「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」教育委員会より説明をお願いします。

○森角学校教育部次長

学校教育部次長です。

それでは、「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」ご説明申し上げます。

資料の説明に先立ち、本議題を総合教育会議において報告する理由についてご説明いたします。

市川市立学校園の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本件計画」といいます。）の策定については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第2項第1号に規定する「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること」に該当しております。また、本件計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条第3項の規定に基づき、教育委員会が総合教育会議に報告するものとなっておりますことから、ご報告させていただきます。

それでは、A4資料「市川市立学校園の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計

画」をご覧ください。

はじめに、「計画の趣旨、現状と目標」についてです。

学校園における働き方改革については、教師が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちによりよい教育を行うため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定しております。

現状につきましては、お手元の資料のように小中学校ともに県平均を下回っておりますが、本計画では、令和11年度までに学校の教師一人当たりの時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしております。

また、ワーク・ライフ・バランスや働きがいなどに関するものとしましては、教師が、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる学校園の現場を目指していきます。

他には、学校のストレスチェックにおける高ストレス者の割合が令和7年度は11.8%であったものを、令和11年度には5%未満まで減少させます。

幼稚園では、令和7年度の高ストレス者の割合が0%でありましたので、引き続き、高ストレス者率3%未満を維持してまいります。

「計画の期間」については、令和8年度から令和11年度までの4年間となっております。

「業務量管理・健康確保措置の内容」については、文部科学省から示されております「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直しを進めてまいります。

具体的な業務の分類については、「学校園以外が担うべき業務」が5項目、「教師以外が積極的に参画すべき業務」が8項目、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」が6項目となっております。

その他、教師の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守しながら取り組んでまいります。

各学校園においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項に基づき、基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得て、教師の働き方改革に向けた取組を実施してまいります。

最後に「関連する取組、今後のフォローアップ」についてです。

学校園における時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している勤怠管理システム、また、学校園における心身の健康については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握してまいります。

取組と教師の在校等時間の状況をHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告してまいります。

また、教育委員会、こども家庭部において、学校園の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校園に聞き取り・指導等を実施してまいります。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教師がいる学校園や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となって

いる学校園に対しては、年途中の速やかな改善を目指し、支援・指導を実施してまいります。

今後も働き方改革の取組が進むよう、学校園へ本計画の周知を行うとともに、各学校園の取組をすべての学校園に発信するなど支援を強化してまいります。

各学校園においては、校長・園長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、自校園の本計画を学校運営協議会の承認を得て、協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教師の働き方改革に向けた取組を実施してまいります。説明は以上でございます。

○田中市長

ありがとうございました。

教育委員の皆様からご意見やご感想があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、教育長お願いします。

○高木教育長

資料③の3～5頁の業務量管理、健康確保措置の内容に記載されている「業務の3分類」について、考え方をご説明させていただきます。これは文部科学省の方で示されているものでございますけれども、今までは、どちらかというとなんな業務を学校や教員個人が抱え込んでいたという状況から、地域の方々、保護者の方々も一緒に学校の様々な内外の業務について取り組んでいきたいと思いますということで整理されているものでございます。

学校で引き続きやるべきもの等ありますし、それがうまくやれるような形の各種のサポート、そういったことをやっていきますけれども、いろんな業務を地域の方々、保護者の方々と一緒にシェアしながらやっていきたいと思いますので、改めてご説明させていただきました。以上でございます。

○田中市長

ありがとうございました。次回、本日頂戴したご意見を踏まえて、大綱の基本方針案について教育委員会からご提案をお願いしたいと思います。

あわせて、次期大綱の方針を踏まえて、新たな具体化パッケージを策定する必要があることから、既存事業の見直し、新たに盛り込む事業、など具体化パッケージの内容についても、教育委員会からご提案をお願いします。

本日は皆様それぞれの専門的なご視点から、貴重なご意見を賜りありがとうございました。子供たちにとって、より明るい未来となるよう、市が施策を実行するためには、その根本となる方針の教育振興大綱を皆様からお知恵を頂戴し、つくりあげていければと考えております。

本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。市川の教育振興のため、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、
令和8年度第1回総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。